○国土交通省告示第三百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寝釈迦川

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県北牟婁郡紀北町長島の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°11′39.5714″	136°20′07.1404″
2	34°11′39.7090″	136°20′07.1793″
3	34°11′39.9355″	136°20′07.5346″
4	34°11′40.4756″	136°20′07.4946″
5	34°11′41.1972″	136°20′09.5704″
6	34°11′41.3279″	136°20′10.3226″
7	34°11′40.3611″	136°20′10.0596″
8	34°11′40.1409″	136°20′09.1643″
9	34°11′39.6793″	136°20′08.6523″
10	34°11′39.3814″	136°20′08.2226″
11	34°11′38.4686″	136°20′07.9201″
12	34°11′37.6922″	136°20′08.2594″
13	34°11′37.1432″	136°20′07.7553″
14	34°11′37.0483″	136°20′07.2303″
15	34°11′36.6056″	136°20′07.0857″
16	34°11′37.6570″	136°20′05.3397″
17	34°11′37.9815″	136°20′05.3602″
18	34°11′38.7018″	136°20′06.1799″
19	34°11′38.7951″	136°20′06.4178″
20	34°11′39.1664″	136°20′06.6675″
21	34°11′39.1777″	136°20′06.6606″
22	34°11′39.2082″	136°20′06.7383″
23	34°11′39.2137″	136°20′06.7525″

○国土交通省告示第三百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、昭和四十二年建設省告示第千二百七十五号で指定した土地の区域のうち、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　新川

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮城県伊具郡丸森町

字飯塚

一一四番　一号及び二号
一〇三番一〇　三号から五号まで
一〇三番八　六号及び七号
一〇三番九　八号
地先水路敷
一〇三番九　九号及び十号
七七番三　十一号
七五番三　十二号から十八号まで

字金ヶ作前

七四番一〇　十九号及び二十号
七四番二　二十一号及び二十二号
地先水路敷
六六番一　二十三号から二十五号まで
地先水路敷
一三番七　二十六号から三十九号まで

字土ヶ森

一三番六　四十号及び四十一号
一〇番二　四十二号及び四十三号
一〇番一二　四十四号及び四十五号
一六番一〇　四十六号及び四十七号
一六番一一　四十八号及び四十九号
一六番一一　五十号から五十四号まで
地先道路敷
一〇番一〇　五十五号から五十七号まで
一〇番八　五十八号及び五十九号
地先道路敷

○国土交通省告示第三百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田母沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市久次良町

一九四番五　五号
一九四番六　六号
一九四番一四　七号から十号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市久次良町

一九四番一五　一号から四号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市久次良町

一九四番一五　一号から四号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱十一号から二十号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市日光

二一五〇番　十一号から十五号まで
二一五一番一　十六号から二十号まで
ニ　次に掲げる土地に存する標柱二十一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と二十三号を昭和四十二年建設省告示第二千二百九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市日光

二一四七番　二十一号
二一四五番一　二十二号及び二十三号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小沢入沢支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市小百

字日向倉

二四九四番　一号から四号まで
二四九五番　五号から十一号まで
二四九六番　十二号から二十号まで
二四九七番　二十一号及び二十二号
二五〇九番　二十三号から三十一号まで
二五一〇番　三十二号から四十四号まで

○国土交通省告示第三百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

般若沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県日光市細尾町及び字鈴ヶ岩国有林の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を昭和二十五年建設省告示第九百八十一号で指定した土地及び平成十年建設省告示第千七百三十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°44′54.3674″	139°31′04.2412″
2	36°44′54.0201″	139°31′03.4621″
3	36°44′53.5178″	139°31′03.4170″